

相模原市回答

2018年度に向けた政策・制度要求と提言

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

なお、教育委員会及び選挙管理委員会の所管に関わる部分がございますが、合わせてお答えさせていただきます。

【経済・産業政策】

- 1 市内の国家戦略特区を活用した、競争力が高く成長が見込まれる産業の集積と企業誘致施策の推進を図り、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。

また、市内企業の海外展開に対する支援とあわせ、技術支援や生産基盤強化のため、産学公の共同研究を積極的に進められる環境整備を図ること。

[回答]

成長産業の集積につきましては、さがみはら産業集積促進方策（ステップ50）の中で、本市経済をけん引する成長産業等を「リーディング産業」と位置付け、インセンティブを強化する等、戦略的な企業誘致を推進しております。

また、ステップ50を活用して立地した企業に対しては、市内企業との積極的な連携を働き掛け、地域経済の活性化や雇用機会の創出に向けた取組を進めているところです。

市内企業の海外展開に対する支援につきましては、成長著しい東南アジアでの販路開拓を支援するため、展示会への共同出展や海外展開に必要となる貿易実務に関するセミナーを実施しているところです。

また、市内企業の新技術・新製品開発、新分野進出などにつながる新たな連携を生み出すことを目的として、中小企業や大学、産業支援機関などが参加する「首都圏南西地域産業活性化フォーラム」を開催しております。

引き続き、市内企業が積極的な事業展開を行えるよう、必要な支援や環境整備を図ってまいります。

(環境経済局)

2 観光客が快適に過ごすことのできる魅力ある観光地をつくるため、観光客ニーズを把握し、地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域の活性化につながる各施策の推進を図ること。

また、国際的なスポーツイベントの開催を機会として、ICT・AI・ロボット技術やビッグデータなどを積極的に利用した情報発信を推進するなど、国内外からの人々を迎える施策の強化を図ること。

[回答]

地域の活性化につながる観光施策の推進につきましては、入込観光客調査や、県が提供する外国人観光客動態分析システムの活用等により、多様化する観光客のニーズを的確に捉えるとともに、地域住民や関係団体、企業等から十分に意見を聴取し、ICTをはじめとする様々な媒体を活用した観光情報の発信に取り組んでまいりたいと考えております。

(環境経済局)

【雇用・労働政策】

3 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進する必要があることから、引き続き学校と地域若者サポートステーションなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。

また、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底すること。

[回答]

若者の就労支援につきましては、「神奈川県内地域若者サポートステーション会議」における県内自治体等との情報交換や、さがみはらパーソナル・サポート・センターによる市内事業所での職場体験、市内の大学等における地元企業の合同説明会の開催など、自治体、事業者及び教育機関等との連携に努め、支援策の充実を図っております。

今後も、若者の良質な雇用・就労機会の実現に向け、こうした取組を継続してまいります。

企業の労働条件等の情報につきましては、若者をはじめとした求職者の適切な職業選択の実現を図るため、就職支援センターにおいては、取り扱う全ての求人情報について、社会保険労務士が労働関係法令との適合性をチェックしております。また、担当者が求人企業を訪問し、待遇や求人理由のほか、職場環境や社風等の確認を行っており、求職者に対するキャリアカウンセリング時に、こうした情報を積極的に提供しております。

(環境経済局)

4 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。

また現在進められている、仕事と子育ての両立を希望する人を対象とした「マザーズハローワーク」等の支援設備について拠点数と機能の増強を進めること。

[回答]

ハラスメントの防止等、職場環境による離職防止対策につきましては、労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナー、県の労働センター及び市民相談室において相談に応じております。

やむを得ず退職された方々の再就職支援につきましては、市就職支援センターにおいて専門相談員によるキャリアカウンセリングや、独自に開拓した求人情報を元にした職業紹介のほか、再就職支援セミナーを開催するなど、求職中の方々のニーズに即した事業を展開しております。

仕事と子育ての両立を希望する方々に対する支援につきましては、市総合就職支援センターにおいてワンストップ相談やセミナーを実施しているほか、南保健福祉センターにおいて、仕事と子育ての両立における負担感や不安感を払拭し、就業継続を支援することを目的とした「ワーキングマザー両立支援カウンセリング」を実施しております。

今後とも、こうした取組を継続し、働き続けられる職場環境づくりや、仕事と子育ての両立を支援してまいります。

(環境経済局)

5 障がい者の雇用拡大を図る施策をすすめるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。

また、障がい者が就労後も意欲と希望を持ち、安心して働き続けることのできる定着支援として、ジョブコーチの配置が重要となることから、障がい者を雇用している企業と十分連携し、ジョブコーチの養成と配置に向けた取り組みを強化すること。

[回答]

障害者の就労支援につきましては、相模原障害者就労支援連絡会などにより、各関係機関と連携するとともに情報を共有し、障害のある人の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な支援を行っております。障害者支援センター松が丘園においても、就労に関する相談をはじめ、適性に合った就労先の開拓・紹介や職場実習への同行等による職場定着に向けた支援などを実施しております。

また、障害者の就労に向けた支援を提供する就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対し、就労移行支援体制加算や機能訓練加算などの独自加算を設けて支援することにより、雇用の促進を図っております。

ジョブコーチにつきましては、障害者支援センター松が丘園において、ジョブコー

チの派遣等、障害者・企業への支援を行っております。引き続き、ジョブコーチの養成促進など、障害者が働きやすい職場環境の整備に向け、関係機関と連携した支援に努めてまいります。

(健康福祉局)

【福祉・社会保障政策】

- 6 **だれもが住み慣れた地域で暮らすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが重要であり、有効な地域密着型支援を強化すること。**

また地域において、高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることのできる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。

[回答]

本市では、在宅医療・介護連携の推進をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策の推進、介護サービス基盤の充実を図るほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進など、様々な取組により、地域包括ケアシステムの構築を進めております。こうした中、地域資源や担い手の発掘、育成を行う生活支援コーディネーターを29の日常生活圏域に配置し、地域の支援体制づくりに取り組んでいるところで

す。地域におきましては、日常生活圏域ごとに、自治会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地区社会福祉協議会等の地域の関係者や住民が参加して地域の高齢者の課題について話し合う「地域ケア会議地域づくり部会」を設置し、地域課題の把握、見守りや居場所づくりなど、地域の主体的な取組について検討いただいております。

また、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、本年度から、市社会福祉協議会との連携により、市内22地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、関係機関、地域団体、ボランティア等のネットワーク化を図り、地域における支え合いの仕組みづくりを進めているところで

(健康福祉局)

- 7 **だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。**

- (1) **引き続き待機児童解消に向けて施策を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と長く働き続けられる職場環境をめざし、研修やキャリアアップの仕組みをつくること。**

[回答]

保育所等の待機児童につきましては、認可保育所等の整備や、すくすく保育アテンドによるきめ細かな支援などに取り組んだ結果、本年4月1日現在の本市の待機

児童数は、3年連続で0人となりました。今後も、保育需要の動向を見極めつつ受入枠の拡大を図るなど、待機児童が生じないよう積極的に取り組んでまいります。

また、幼稚園教諭や保育士等に対しましては、国においてキャリアアップと連動した新たな処遇改善の仕組みが制度化されたところです。本市といたしましても、処遇改善を図るための独自助成や保育士用宿舎の家賃補助などを引き続き実施するほか、県や関係団体との連携により各種研修の充実を図るなど、幼稚園教諭や保育士等がやりがいを持って働ける環境づくりに努めてまいります。

(こども・若者未来局)

(2) 地域で子ども・子育てを支えるために、NPOなど地域の様々な組織と連携し、子育て支援ネットワークの構築を進めること。

[回答]

本市では、ネットワーク構築の一環として、地域子育て支援事業において、地域で活動する子育て支援者や団体に相模原市子育て支援者ネットワークを周知し、同ネットワークへの登録を促すとともに、登録後の子育て支援者や団体を対象とした交流会を開催することにより、子育て支援者や団体間の連携の促進に取り組んでおります。

また、子育て支援者や団体を対象に研修会を開催することにより、地域の子育て支援活動の質の向上に取り組んでおります。

(こども・若者未来局)

(3) 児童虐待の予防と対策を進め、子どもの人権を守るため、児童相談所への専門職を含めた職員配置の強化と一時保護所などの関係施設の環境改善を推進すること。また児童虐待防止法の市民への周知のため、広報、啓発の強化を図ること。

[回答]

児童相談所への職員配置の強化につきましては、児童福祉法の改正を受け、本年4月から、児童福祉司や児童心理司など職員を9人増員するとともに、非常勤特別職の弁護士を配置したところです。

また、本市一時保護所では、小規模グループケア体制や夜間勤務体制を導入しているほか、心理療法を担当する職員を配置し、児童精神科医師との連携の強化を図り、入所児童の継続した支援を行っております。

関係施設におきましては、児童養護施設等への小規模グループケア体制の導入や看護師の配置、家庭支援専門相談員の複数配置など環境改善を推進しているところです。

児童虐待防止についての広報、啓発につきましては、厚生労働省が定めた11月の児童虐待防止月間において、「広報さがみはら」への特集記事の掲載や駅前での街頭啓発、イベントへのブースの出展などを集中的に実施し、市民への周知、啓発に努めております。今後も児童相談所への児童福祉司、児童心理司等の適正配置に努めるとともに、関係施設の環境改善を図り、児童虐待の予防と対策に取り組んでまいります。

(こども・若者未来局)

8 子どもの貧困を解消するため、比較的低所得者が多いとされている、ひとり親家庭について、課題の把握と整理を進め、適切な支援と相談体制が図られる取り組みを強化すること。また現在、実施されている「子ども食堂」の実態把握を進め、開設・運営に関する公的支援のあり方を検討すること。

[回答]

ひとり親家庭における子どもの貧困率は50パーセントと高くなっていることから、子育てをしながらより良い条件で就業し経済的に自立できるよう、所得増加に結びつく資格取得支援の拡充と、自立や生活支援、福祉資金の貸付や養育費についての相談体制の充実に努めているところです。

また、子ども食堂につきましては、社会福祉協議会や関係団体と連携し、実施状況の情報収集に努めるとともに、市内で子ども食堂を実施している団体を集めた情報交換会を開催し、食品衛生に関する講習や、意見交換を行っております。

引き続き、子どもを支援する団体や支援機関との連携を図りながら、子ども食堂など、子どもを支援する活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

(こども・若者未来局)

9 介護職場の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者が魅力とやりがい、誇りをもって働くことができるように、介護職の生活の安定と人材確保をはかるため事業者が処遇改善加算を算定していることについて、介護労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。

また介護労働者のモチベーションを高める教育やキャリアアップの仕組み、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上させる取り組みを推進すること。

[回答]

介護職員の処遇改善加算の周知や職場における各種制度の整備、研修体制につきましては、引き続き、全事業所を対象とした集団指導講習会や個々の事業所を訪問する実地指導等を通じて管理者への啓発を実施するとともに、必要に応じて助言を行ってまいります。

介護人材の確保・定着・育成に向けた取組につきましては、介護従事者のキャリアアップを目的とした研修への支援等を行うほか、介護従事者が仕事への意欲や誇りをもって働くことができるよう、勤続年数5年、10年、15年の方を対象とした勤続表彰を昨年度から実施しております。また、本年度は、若手職員が事業所を越えた繋がりを持ち、仲間づくりを促進するための新任介護職員等応援交流会の実施や、介護の魅力を広く発信するための介護普及冊子・動画の作成に取り組んでいるところです。

引き続き、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を推進してまいります。

(健康福祉局)

10 安全で質の高い看護の提供を確保するため、看護職員の長時間労働の解消と、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善やワーク・ライフ・バランスの確保がはかれるよう、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導すること。

[回答]

看護職員の労働環境の改善等につきましては、県医療勤務環境改善センターにおいて、相談支援や研修会を実施しているところです。また、県看護協会が運営する県ナースセンターにおいて、看護職員を対象とした各種相談事業や復職のための研修事業等を実施していると承知しております。

本市といたしましても、看護師等の医療現場への安定的な供給が労働環境の改善に必要であると考えており、看護師養成施設の運営の支援をはじめ、看護師等をめざす学生に対して修学資金の貸付を実施しております。

また、看護師等の離職防止策として、院内保育施設の運営を支援するとともに、市病院協会が潜在看護師を対象として実施する看護職確保対策事業への支援を行うなど、看護師等の確保に取り組んでいるところです。

(健康福祉局)

11 地域における高齢者の見守りネットワークの構築や認知症への理解を深める取り組みと、要介護者や介護をする家族等への支援を強化し、認知症の人や高齢者にやさしい地域づくりを推進すること。

また、これまでに確認された未届け有料老人ホームに対しては、各地域のボランティア団体をはじめとする地域組織と連携・交流が図られるよう、施設利用者の実態把握に努めるとともに、人権が尊重される環境改善に向け指導すること。

[回答]

高齢者の見守りににつきましては、市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者等で見守りが必要な方を対象に、民生委員が戸別訪問し、生活状況の把握と福祉情報の提供を行っております。支援が必要な方には、高齢者支援センター（地域包括支援センター）が介護保険サービス等を勧めるほか、定期的な見守り活動などを行っております。また、複数の民間事業者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結し、事業者が高齢者宅を訪問した際、日常生活に明らかな異常を感じる世帯を発見した場合には、市に通報をいただくなど重層的な見守り体制の構築に努めているところです。

認知症につきましては、市民向けの講演会やアルツハイマー啓発事業を実施するとともに、チラシ配布等により普及啓発を図るなど、認知症への理解を深めるための取組を進めております。また、認知症の人を地域で温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成の充実を図り、認知症の人にやさしい地域づくりを推進しております。

「無届けの有料老人ホーム」につきましては、高齢者福祉部局と消防部局、生活保護部局、各高齢者支援センターが連携しながら把握に努めており、無届けと疑われる建物に関する情報を得た際には、現地の確認を行い、該当すると判断した場合には、文書や口頭により届出の指導を行っております。今後も引き続き、実態の把握に努めるとともに、届出や運営等についての指導に努めてまいります。

あわせて、ボランティアの受入れや地域住民との交流事業の開催など、地域に開かれた施設運営を図るよう、働き掛けてまいります。

(健康福祉局)

【社会インフラ政策】

12 橋梁等の交通施設や上下水道施設等の既存社会インフラについて、将来を見据えた長寿命化対策や老朽化対策が図られるように維持管理を進めること。

また作業員の安全対策と維持管理の効率化の視点からも、社会インフラ維持管理用ロボットの導入、IT技術や情報の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止を図ること。

[回答]

橋梁等の道路インフラにつきましては、点検、診断、措置、記録という「メンテナンスサイクル」の考え方を取り入れた長寿命化修繕計画を策定し、老朽化対策に取り組んでおります。

下水道施設につきましては、平成25年12月に策定した「相模原市下水道施設維持管理計画」に基づき、施設ごとの管理基準を定めて計画的な維持管理に取り組んでおります。今後とも、破損及び事故の未然防止や事業費の平準化等を踏まえた維持管理を行ってまいります。

社会インフラ維持管理用ロボットの導入、IT技術や情報の活用につきましては、国等の動向を引き続き注視し、導入について検討してまいります。

(都市建設局)

13 災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、Lアラートを利用した情報発信の拡充を進めること。あわせてソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

[回答]

Lアラートにつきましては、来年度から県の新システムを利用する予定です。当該システムの仕様を踏まえ、情報発信の拡充について研究してまいります。

多様な情報伝達手段の周知につきましては、市内各世帯に配布した防災ガイドブックへの掲載や「広報さがみはら」による周知をはじめ、各まちづくりセンターや公民館、携帯電話販売店等へのチラシ配架、市ホームページによる案内等により周知に努

めているところです。また、高齢者等の災害時要援護者（災害弱者）への情報伝達につきましても、民生委員や高齢者支援センター等にご協力いただき、緊急情報の取得方法について、周知を行っております。

（危機管理局）

14 交通事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるために道路整備や信号制御の高度化を行い、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

また、多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を形成するため、地域住民の理解と連携のもと、コミュニティゾーン形成事業、自転車通行環境整備モデル地区などの各種施策を推進すること。

〔回答〕

本市の道路整備につきましては、本年3月に策定した「相模原市新道路整備計画（改定版）」に基づき、行っているところです。

同計画では、交通事故危険箇所や通学路の指定、バリアフリー基準の最低幅員を満たしていない歩道の有無など、“ひと”にやさしい道づくりの視点も基準の一つとして評価した上で、選択と集中により計画的に整備を行っております。

生活道路における交通安全の確保に向けた取組の推進につきましては、現在、橋本地区を生活道路対策エリアとして指定し、地域住民や学校、交通管理者と連携した交通安全対策に取り組んでいるところです。今後も、対策エリアを順次拡大し、取り組んでまいりたいと考えております。

自転車通行環境の整備につきましては、平成20年1月に国土交通省と警察庁が共同で、今後の自転車の通行環境の模範となる「自転車通行環境モデル地区」として全国98地区を指定し、相模原駅周辺がモデル地区の一つとして指定されました。今後も平成26年12月に策定した「相模原市自転車通行環境整備方針」に基づき、駅、公共施設へのアクセス路線など自転車交通量の多い幹線道路を中心に自転車通行環境整備に取り組んでまいります。

制御方法の高度化が行われている信号機のうち、歩行者等の安全を優先する「歩行者・車両分離式信号機」につきましては、所管する県公安委員会に確認したところ、本年8月末時点で、市内の信号機が設置されている750か所のうち、63か所に設置しているとのことです。

本市といたしましても、県警察本部に対し、毎年、「歩行者・車両分離式信号機」の設置を要望しておりますが、公安委員会としては、交通量や交通事故の状況、地域住民・関係機関の意見・要望等から整備効果を慎重に判断した上で、整備箇所ごとに検討を行い、整備を推進していくと伺っております。

引き続き、「歩行者・車両分離式信号機」等の設置について、県警察本部への要望を行うとともに、各区におきまして、地域からの要望に応じ、設置場所について警察署へ要望してまいります。

（都市建設局、市民局）

【環境・エネルギー政策】

- 15 市民の環境意識を高め、一人ひとりがライフスタイルの中で省エネが推進されるよう、職場や家庭、地域において低炭素社会の実現に向けて適切な理解活動と積極的な対策を推進すること。また、中小企業の事務所や個人住宅など建造物においては、高気密化やゼロエミッションハウスの導入、または省エネ・新エネ機器、省エネリフォーム等への継続的な財政支援を図ること。

[回答]

地域における省エネ対策の推進につきましては、市域全域を対象として、夏場の省エネ効果を高めるクールシェア事業や省エネの意識付けを図るライトダウン事業などを行っているほか、市民、事業者、団体、市が連携して活動する「さがみはら地球温暖化対策協議会」において、家庭での省エネ対策に関する出前講座等を実施するなど、通年での啓発活動を実施しているところです。今後も引き続き、日常生活や職場等での省エネや節電の必要性について理解を深め、低炭素型のライフスタイルへの変換を促す啓発活動に取り組んでまいります。

また、財政支援につきましても、「住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業」や「中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業」などを継続するとともに、効果的な支援策について検討してまいります。

(環境経済局)

- 16 生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食料品の地産地消を推奨すること。

またライフスタイルの多様化に合わせ、市民に対し、食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。

[回答]

地産地消の推進につきましては、「さがみはら農業振興ビジョン2025」に位置付けており、これまでに農家の顔が見え、話すことができる大型直売所の設置に対して支援を行ったほか、市民朝市や農業まつりなどにより市民と農業者が直接ふれあう場を提供することで、農畜産物の地産地消の促進に努めております。

また、農業者と飲食店による商談会を実施することや、市内産農畜産物を活用する飲食店等を「さがみはらのめぐみ取扱店」として登録し広くPRすることにより、市内流通の促進を図っております。

食について正しい理解を深めるための啓発活動につきましては、相模原市第2次食育推進計画に基づき、食育フェア等の食に関するイベントや、親子食育講座等の食育関連事業を通して実施しているところです。健全な食生活の実践につなげていけるよう、引き続き同計画を推進してまいります。

食品ロスや食品廃棄物の削減につきましては、市内小学校や公民館、自治会等にお

ける出前講座やイベント、市内主要駅やスーパーマーケット等における街頭キャンペーンなどの各種取組を通じ、家庭ごみの減量化の一環として、普及啓発を図っております。本年度からは、これらの取組に加え、より効果的な事業展開のため、食品ロス削減をテーマとした調理実習や、食育関連イベントでの展示、市役所本庁舎食堂への啓発ポップ設置など、食品ロスに関する取組を拡充しております。

(環境経済局、健康福祉局)

17 清潔で安全な街づくりをめざし、特に危険な歩き煙草による火傷や衣類等の焼け焦げを未然に防止するため、喫煙場所の明確化を進めるなど、路上喫煙対策を推進すること。

また制定されている条例の主旨について、市民をはじめ、企業や団体へ周知啓発活動の充実を図ること。

[回答]

路上喫煙対策の推進につきましては、駅周辺の道路等を路上喫煙禁止地区に指定し、路上喫煙防止指導員が未然防止のため定期的に巡回・指導をしております。また、特に人通りの多い駅には指定喫煙場所を設置し、喫煙者と非喫煙者との共存を図っております。

「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」の市民等への周知・啓発につきましては、「広報さがみはら」や市ホームページへの掲載等により行っているほか、地域住民、企業や関係団体などと協力し、市内各駅で啓発キャンペーンを実施しております。

引き続き、関係団体等と連携し、条例の周知、啓発に努めてまいります。

(市民局)

【教育・人権・平和政策】

18 「放課後児童クラブ」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と希望者全員が利用できる施設数を確保すること。あわせて指導員の増員や労働条件改善等を行い、環境改善を進めること。

[回答]

放課後児童クラブにつきましては、現在も、国の運営指針で示されている開所時間の枠を超えて運営しております。受入れ人数につきましても、引き続き、利用者ニーズの把握に努めるとともに、学校施設等や民間活力の更なる活用により、定員の拡大を進めてまいります。

また、放課後児童支援員（指導員）につきましては、職員募集に当たり、多様な媒体や機会を活用して人材確保に取り組むとともに、職員の賃金を見直すなど労働条件の改善を図ったところです。

(こども・若者未来局)

19 家庭における経済状況の格差が教育機会の格差とならないよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。

また、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備につとめることとあわせて、とりわけ地方自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と、財源確保に関する国への要請を含め取り組みを進めること。

[回答]

就学援助制度につきましては、小中学校を通じて全児童生徒の家庭に対し、お知らせの文書を配布するなど、制度の周知に努め、活用の促進を図っているところです。

また、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由のために高等学校等における修学が困難な状況にある生徒を幅広く支援することを目的として、新たな給付型の奨学金制度を創設し、来年度入学する生徒から適用できるよう、準備を進めております。

財源の確保につきましては、機会を捉えて、国や県に要請してまいります。

(教育局)

20 子ども達の豊かな教育を実現するために、教職員定数の拡充や、教員育成システムの改善などを通じて教育の質の向上を図ること。あわせて教職員の業務改善を進め、学校業務支援員や校務支援システムなどの積極導入で教職員の業務負担軽減、長時間労働の是正、非正規教職員の処遇改善など、労働環境の改善を図ること。

[回答]

教育の質の向上を図るための取組といたしましては、教職員定数の拡充に向けて公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正など、国に対し機会を捉えて働きかけているところです。

学校現場における労働環境の改善につきましては、学校関係者と共に業務改善の検討を進めるとともに、非正規職員の処遇などにつきましても、改善に向け検討を行ってまいります。

(教育局)

21 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 人権意識の更なる向上を図るため、市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした人権指針や人権基本計画等の作成や見直しに向けた取り組みと「人権基本条例」制定にむけた取り組みを図ること。

(2) ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の防止・解消に向け、差別を許さない社会づくりをめざした施策を推進すること。

[回答]

人権尊重社会の構築に向け、本市では、「相模原市人権施策推進指針」に基づき、あらゆる施策分野に人権尊重の視点を反映し、施策の推進を図っております。同指針につきましては、社会環境の変化や新たな人権課題等への対応を図るため、本年度か

ら改定作業を進めているところです。

人権基本条例の制定につきましては、他都市の条例制定の経過や考え方などを調査し、その必要性等について検討してまいりたいと考えております。

ヘイトスピーチなど、人権を侵害する差別的言動への対応につきましては、新たな課題として捉えているところです。今後、同指針の改定作業の中で、施策の方向性等について検討してまいります。

(市民局)

(3)相模原市で暮らし働き学ぶ外国籍市民とその家族が生活しやすい多文化共生社会を実現するための取り組みを推進すること。

[回答]

多文化共生社会の実現に向けた取組につきましては、「さがみはら国際プラン」に基づき、多言語による情報提供や相談対応、通訳ボランティアの派遣等による外国人市民への支援や、国際交流イベントの開催をはじめとした国際理解を深める取組など、各種施策を推進しております。

また、こうした施策を推進する上での拠点的な施設である「さがみはら国際交流ラウンジ」の機能強化に向けた取組も進めているところです。

今後とも、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

(総務局)

【行財政政策】

- 22 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨を踏まえ、「同一労働、同一賃金」の実現に向け、正規・非正規職員の格差の是正と雇用の安定をはかること。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の2020年4月1日の施行に向けて、給料・手当の支給、雇用の形態等制度移行に際して賃金・労働条件の切り下げが行われないように対応をはかること。

[回答]

臨時・非常勤職員の賃金につきましては、県の最低賃金や相模原市公契約条例に基づく労働報酬下限額等を参考とし、その職務内容に応じて設定しているところです。

また、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う非常勤制度の改正につきましては、地方公務員法に規定する職務給の原則に基づき、従事する職務の内容、責任の程度等に留意するとともに、地域の実情を踏まえ、対応してまいります。

(総務局)

- 23 本格的な事業展開の段階に入る地方版総合戦略の推進にあたっては、実効性を担保する観点からも産官学金労言の枠組みを維持すること。

また、総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証・分析を行い、必要な見直しや補強を行うこと。

[回答]

相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たりましては、庁内関係部局による横断的な取組のほか、多様な関係者が一体となった事業展開が重要であることから、各重点プロジェクトの検討部会及び各施策所管課において、県及び周辺自治体のほか、市民及び関係団体等民間を含めた連携体制の整備を進め、効果的・効率的なサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

また、施策の進行管理につきましては、相模原市総合計画審議会において、施策の評価・検証を実施しており、同審議会の意見を踏まえ、必要に応じて改善を進めているところです。

(企画財政局)

- 24 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法などからの消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること。なお訪問販売による消費者被害を未然に防止するために、地方自治体で制定できる消費生活条例による規制強化を検討すること。

[回答]

消費者被害の防止・救済につきましては、近年の高度情報化社会や経済のグローバル化等による消費者を取り巻く環境の変化に対応し、情報収集や適切な選択など主体

的に行動できる自立した消費者の育成を図るため、ライフステージに応じた消費者教育を実施しております。また、相談に必要な知識の習得など消費生活相談員の資質向上や相談時間の延長などによる消費生活相談の充実を図るとともに、関係機関と連携して高齢者等の被害の早期発見・未然防止に係る見守り体制の強化を推進しております。

訪問販売の消費者被害未然防止を目的とした条例による規制強化につきましては、適正な商取引にも影響を与えることが懸念されるなど、多様な意見があることから、慎重に検討してまいります。

(市民局)

25 市民生活の利便性向上と生活の質の向上を図るため、行政サービスのICT化の推進と周知を図ること。特にマイナンバーの運用にあたっては身分証明としての利用拡大、行政サービスの更なる向上や民間サービスとの連携、ポータルサイトの活用など、利便性の更なる向上と併せ、個人情報の厳格な保護を徹底すること。

また、サイバー犯罪等に対しては、産官学が連携して対策を講じるとともに、人材育成や技術開発に関する施策を推進すること。

[回答]

行政サービスのICT化につきましては、本年3月に策定した「相模原市ICT活用推進計画」において、「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念に掲げ、証明書のコンビニ交付拡充等、行政サービスの向上に資する取組を進めております。

マイナンバーの運用につきましては、引き続きマイナンバーカードの普及に努めるとともに、行政サービスや市民生活の利便性の更なる向上を目指し、情報提供ネットワークシステムやマイナポータルの効果的な活用を行ってまいります。また、職員に対して、研修等の機会を通じて個人情報の重要性や手続の際の注意事項を再認識させるなど、個人情報の厳格な保護に努めているところです。

また、サイバー犯罪等に対しましては、「神奈川県サイバーテロ対策重要インフラ事業者等連絡協議会」の構成員となっていることから、本協議会などを通じて情報収集を図り、有効なセキュリティ対策を検討するとともに、国立研究開発法人等が開催するサイバー攻撃対策演習に参加することなどにより、サイバー攻撃に対応できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

(企画財政局)

26 有権者の投票機会のさらなる確保のため、駅近接施設やショッピングモール等への期日前・当日投票所の設置について、その効果を検証するとともに拡大に向けた取り組みを進めること。

また投票所として使用できる施設について、選挙の際に優先的に投票施設として利

用できるような制度の導入を検討すること。

[回答]

期日前投票所や当日投票所につきましては、利便性や費用対効果を考慮して設置しているところです。特に期日前投票所につきましては、法の規定により各区に1か所ずつ設置しているほか、増設会場として、まちづくりセンター併設公民館や津久井地域の総合事務所といった地域に密着した施設にも設置しております。昨年度の第24回参議院議員通常選挙におきましては、利便性の高い駅周辺に各区1か所ずつ期日前投票所を新設するとともに、終了時刻を従来よりも1時間延長する制度改正を反映した取組を行ったところです。結果として、従来からの増設会場との比較では平均利用者数は多く、一定の効果があつたと認識しております。

本年10月の第48回衆議院議員総選挙におきましては、昨年度と同様に利便性の高い駅周辺への期日前投票所設置について調整を進めましたが、会場確保が困難であり、実現に至りませんでした。

投票所として使用する施設につきましては、一部の民間施設や地域の施設などにもご協力いただいております。今後も引き続き、選挙執行時の優先的な使用につきまして、ご協力いただけるよう取り組んでまいります。

(市選挙管理委員会事務局)

以 上